昭和女子大学不正取引業者への対応方針

昭和女子大学では、『研究機関における公的研究費の管理・監督のガイドライン (実施基準)』(平成19年2月15日文部科学大臣決定・令和3年2月1日改正) に基づき、公的研究費の使用に関し、「昭和女子大学不正取引業者への対応方針」 を以下のとおり定める。

1. 不正な取引の定義

不正な取引とは以下を指す。

- (1) 預け金や架空請求などの不正経理
- (2) 提出書類の意図的な改竄
- (3) 本学教職員に絡む贈収賄
- (4) その他社会的な規範から逸脱した行為

2. 処分措置及び処分措置期間

上記不正な取引が発生した場合、「昭和女子大学競争的研究費等取扱規程」 第12条に基づき、処分措置及び処分措置期間を決定する。

3. 情状の考慮

業者が過去の不正取引について本学に自己申告した場合は情状を考慮し、処分措置の軽減及び処分措置期間の減免を図ることがある。

以上